

	(3) 同条第3項は、当該指定身体障害者更生施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。
(定員の遵守)	
第三十条 指定身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	
(非常災害対策)	22 非常災害対策（基準第31条） 指定身体障害者更生施設は、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
第三十一条 指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならぬ。	
(衛生管理等)	23 衛生管理等（基準第32条） 基準第32条は、指定身体障害者更生施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであり、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
第三十二条 指定身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。	
2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
(協力医療機関)	24 協力医療機関（基準第33条） 基準第33条の協力医療機関は、指定身体障害者更生施設から近距離にあることが望ましい。
第三十三条 指定身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならぬ。	
(掲示)	
第三十四条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならぬ。	

ない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定身体障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定身体障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

25 秘密保持等（基準第35条）

(1) 基準第35条第1項は、指定身体障害者更生施設の従業者に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

(2) 同条第2項は、指定身体障害者更生施設に対して、過去に当該指定身体障害者更生施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

(3) 同条第3項は、指定居宅支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。

26 情報の提供等（基準第36条）

第三十六条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるよう、当該指定身体障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十七条 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必

27 苦情解決（基準第37条）

(1) 基準第37条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものであ

要な措置を講じなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十八条 指定身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

る。

当該措置の概要については、運営規程に記載するとともに、入所者にサービスの内容を説明する文書に記載し、施設に掲示することが望ましい。

なお、苦情解決にあたっての指針として「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障452・社援第1352・老発第514・児発575連名通知)を示しているので参考にされたい。

(2) 同条第2項は、社会福祉法第83条で苦情解決に関する業務を行うことが位置付けられている都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、援護の実施者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、指定身体障害者更生施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。

28 地域との連携等（基準第38条）

基準第38条は、指定身体障害者更生施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、指定身体障害者更生施設は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

29 事故発生時の対応（基準第39条）

基準第39条は、入所者が安心して指定施設支援の提供を受けられるよう、指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

(1) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生

	<p>した場合の対応方法についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(2) 指定身体障害者更生施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>(3) 指定身体障害者更生施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。</p>
(会計の区分)	30 会計の区分（基準第40条） 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援に関して経理を区分するとともに、支援費制度の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。
(記録の整備)	31 記録の整備（基準第41条） 指定身体障害者更生施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておかなければならぬこととしたものであること。 (1) 指定施設支援に関する記録 ① 施設支援計画書 ② 健康管理の記録等、その提供した指定施設支援に係る記録 (2) 基準第25条に係る市町村への通知に係る記録
第三章 身体障害者療護施設	第4章 身体障害者療護施設
第一節 基本方針	
(基本方針)	
第四十二条 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療及び養護を適切に行わなければならない。	
2 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定施設支援を提供するように努めなければならない。	

3 指定身体障害者療護施設は、できるかぎり居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十三条 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
 - イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上
 - ロ 看護師の数は、次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が五十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、二以上
 - (2) 入所者の数が五十を超えて六十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、三以上
 - (3) 入所者の数が六十を超えて八十を超えない指定身体障害者療護施設にあっては、常勤換算方法で、四以上
 - (4) 入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、五以上
 - (5) 入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、六以上
 - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が百を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 入所者の数が百を超える施設にあって

第1節 人員に関する基準

(1) 生活支援員 (基準第43条)

生活支援員の資格については、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年3月30日）第21条第2項を参照のこと。

(2) 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第43条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を4で除して得た数以上としたものである。

(3) 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第6項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

は、常勤換算方法で、二以上

三 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定身体障害者療護施設の従業者は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上とする。

- 7 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第四十四条 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

第2節 設備に関する基準

1 指定身体障害者療護施設の設備（基準第44条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定身体障害者療護施設の経過措置（基準附則第3条）

指定身体障害者療護施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられて

二 静養室

- イ 前号ハに定めるところによること。
- ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

- ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

- イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 集会室 必要な備品を備えること。

十一 廊下幅 二・ニメートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 居室、静養室、便所その他入所者が日常生活において使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者療護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

いるので留意すること。

この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第44条第1項第1号ロの居室の一人当たりの床面積について「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

第四節 運営に関する基準

(指導、訓練等)

第四十五条 指定身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 指定身体障害者療護施設は、入所者（通所による入所者を除く。以下本項において同じ。）の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 指定身体障害者療護施設は、介護等を行うに当たっては、常に一人以上の常勤の介護職員を従事させなければならない。

6 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十六条 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

第3節 運営に関する基準

1 指導、訓練等（基準第45条）

(1) 指定施設支援の提供に当たっては、施設支援計画に基づき、地域での生活を念頭において行うことが基本であり、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

(2) 生活指導

入所者には教養の時間を設けるとともに、入所者が共通して利用できる新聞、テレビ、図書等を備えて社会適応性を高めるよう努めること。

(3) 訓練

入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を維持し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を提供するよう努めるものとする。

(4) 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

(5) 指定身体障害者療護施設は、常時の介護を必要とする者の治療及び養護を行う施設であることから、常に1人以上の常勤の介護職員により介護等を行わなければならないこととしたものである。

23 衛生管理等（基準第46条）

基準第46条第1項は、指定身体障害者療護施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な

らない。

2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(準用)

第四十七条 第九条から第十九条まで、第二十一条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十一条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用する。

連携を保つこと。

24 準用（基準第47条）

基準第47条の規定により、基準第9条から第19条まで、第21条から第31条まで及び第33条から第41条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から11まで、13から22まで及び24から31までを参照されたいこと。

第四章 特定身体障害者授産施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十八条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定特定身体障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十九条 指定特定身体障害者入所授産施設

第5章 指定特定身体障害者授産施設

第1節 人員に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数（基準第49条）

(1) 指定特定身体障害者入所授産施設は、入

に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が九十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第49条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上としたものである。

(2) 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。